

4

農業協同組合等の留保所得の特別控除額の社外流出による益金算入額の計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

別表十四
平十四・四・一以後終了事業年度分

所得金額の計算	所得金額総計 (別表四「30の①」)	1	円	社外流出額 (別表四「28の③」)	10	円
	欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七)	2		所得金額 (3)	11	
	所得金額 (1)-(2)	3		特用がある場合の特例税率の適用 特例税率適用外所得金額	12	
				特例税率適用所得金額	13	
				(11)又は(12)の22%相当額	14	
				(13)の26%相当額	15	
				土地譲渡税額及びリース特別控除取戻税額(別表三「25」+別表三(二)「26」+別表三「21」+別表三四「15」)及び(別表六「30」+別表六(十一)「29」+別表六(十四)「29」+別表六(十八)「29」+別表六(二十二)「29」)	16	
				税額計 (14)+(15)+(16)	17	
				控除税額(別表四「27の①」及び別表六(一)「6の③」、「23の計」)	18	
総所得金額の計算	受取配当等の金額 (別表八「11」又は「22」)	4		仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	19	
	法人税額の還付金等 (過誤納に係る還付金を除く) (別表四「16」)	5		法人税額 (17)-(18)-(19)	20	
	技術等海外取引の所得の特別控除額 (別表十(一)「9」)	6		改定法人税額 (17)-(別表六(一)「23の計」)	21	
	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十(二)「41」)	7		同上に係る住民税額(均等割額を含む。)	22	
	収用等の場合等の所得の特別控除額 (別表十(五)「18」、「33」、「38」及び「43」)	8		地方税法の規定により控除される外国法人税の額	23	
				住民税額 (22)-(23)	24	
				社外流出額等の合計 (10)+(20)+(24)	25	
				住民税額の計算		
				総所得金額を超える部分の社外流出額 (25)-(9)	26	

益金算入額の計算	区分		前3年以内の益金算入未済留保金額	当期社外流出額(26)		翌期繰越額 ①-②-③
				留保所得の特別控除額	その他の分	
				①	②	
金	・	留保所得の特別控除額	円	円		
		その他の留保金額			円	
		計				
入	・	留保所得の特別控除額				円
		その他の留保金額				
		計				
計	・	留保所得の特別控除額				
		その他の留保金額				
		計				
算		益金の額に算入することとなる留保金額				

別表十(四)の記載の仕方

- 1 この明細書は、協同組合等がその事業年度の所得金額を超えて配当、賞与その他剰余金の処分をした場合に、その超える金額のうち前事業年度以前の事業年度における留保所得の特別控除額に対応する部分の金額があるため、措置法第61条第3項《非課税留保金額を支出した場合の益金算入》の規定により益金の額に算入することとなる金額を計算するときに記載します。
 - 2 「法人税額の還付金等5」には、別表四「所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等16」を移記します。
 - 3 「収用等の場合等の所得の特別控除額8」には、別表十(五)の明細書で計算した収用換地等の場合の所得の特別控除額、特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除額がある場合に、その金額を移記します。
 - 4 「社外流出額等の計算」の「社外流出額10」には、別表四の「合計28」の「社外流出③」の本書の金額を移記します。
 - 5 「特例税率適用外所得金額12」及び「特例税率適用所得金額13」は、措置法第68条の3第1項《特定の協同組合等の法人税率の特例》の規定の適用がある場合に限り、次表に掲げる金額を記載します。
- | | |
|---|----------------|
| 「特例税率適用外所得金額12」 | 「特例税率適用所得金額13」 |
| 「11」の金額のうち
10億円× $\frac{\text{当期の月数}}{12}$ 以下の金額 | 「11」-「12」の金額 |
- 6 「税額計(14)+(15)+(16)17」は、措置法第62条第1項《使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例》に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、別表一(二)「13」の外書の金額を上段に外書として記載し、「法人税額(17)-(18)-(19)20」の記載に当たっては、その外書きした金額を(17)に含めて計算します。
 - 7 「前3年以内の益金算入未済留保金額①」の各欄は、その事業年度開始の日前3年以内に開始した事業年度の留保金額について、次により記載します。
 - (1) その事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度に留保した金額について、各事業年度別に措置法第61条の規定による留保所得の特別控除額(既に益金に算入した金額を除きます。)と、その他の留保金額とに区分して記載します。
 - (2) 事業年度別の記入の順序は、まず直前事業年度分を最下欄に記載し、順次古いものを上欄に記載します。
 - 8 「当期社外流出額(26)」には、上欄の「総所得金額を超える部分の社外流出額26」の金額を、前3年以内の控除未済留保金額の範囲内で、次のように順次成るものとして計算した金額を記載します。
 - (1) 総所得金額を超える部分の社外流出額は、前3年以内の控除未済留保金額で事業年度の古いものから順次成るものとして計算します。
 - (2) 同一事業年度に留保所得の特別控除額とその他の留保金額とがあるときは、まず留保所得の特別控除額から成るものとして計算します。